

## 令和6年度給与改定について

### ○学校職員の給与改定

長野県学校職員の給与が改定されたため、長野県からの人事交流職員である市立長野高等学校職員等についても、県費職員との処遇の均衡を図り、同様に措置することに伴い改定するもの

#### 改正内容

給料月額	長野県学校職員と同様に引上げ (最高額：1級14号俸 28,500円引上げ) 初任給及び若年層に重点を置いた改正
期末・勤勉手当	年間支給月数を0.1月引上げ 4.5月→4.6月(6月・12月：各+0.05月)

※議決後、2月中に改定差額を支給予定(会計年度任用職員を含む)

- ・国は、人事院勧告のとおり令和6年12月17日に改正法案を可決
- ・長野県は、県人事委員会勧告のとおり改正給与条例案を1月17日開催の県議会臨時会において決定
- ・本市では、2月4日開催の長野市議会臨時会に「長野市立学校職員の給与に関する条例」の一部改正案を提出